

協議会及び部会の設置要領の一部改定について

岩手県附属機関条例が制定され令和5年4月1日に施行されることから、地方自治法に基づき設置される附属機関と要綱等により開催される懇談会等を明確に区分し、それぞれの設置・運営の考え方の厳格化を図ることになったことから、協議会及び各部会の設置要領における附属機関と混同される表現について修正を行うもの。

あわせて、「早池峰山山頂避難小屋あり方検討部会」の見直しに伴い、所要の整理を行うもの。

また、管理員について協議会及び部会の構成員から削除し、以降は市等を通じて意見等を頂くこととするもの。

記

1 改正を行う設置要領

- (1) 早池峰地域保全対策事業推進協議会設置要領
- (2) 早池峰地域自動車利用適正化部会設置要領
- (3) 早池峰山山頂避難小屋あり方検討部会設置要領
- (4) 早池峰地域シカ対策部会設置要領

2 改正の内容

別添新旧対象表のとおり。

早池峰地域保全対策事業推進協議会設置要領を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">早池峰地域保全対策事業推進協議会設置要領</p> <p>(名称)</p> <p>第1 (略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2 (略)</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第3 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第4 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。</p> <p>2 協議会に会長及び副会長を置き、会長は<u>委員</u>の互選とし、副会長は会長が指名する。</p> <p>3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第5 協議会の会議は、<u>県南広域振興局長</u>が招集する。</p> <p>2 <u>委員</u>が都合により出席できない場合は、団体又は機関を代表する<u>委員</u>については、代理人が出席することができる。</p> <p>3 議長は、必要があると認められる場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。</p> <p>(部会)</p> <p>第6 協議会の運営に必要と認められる場合は、必要に応じて部会を設けることができる。</p> <p>2 <u>協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">早池峰地域保全対策事業推進協議会設置要領</p> <p>(名称)</p> <p>第1 (略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2 (略)</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第3 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第4 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。</p> <p>2 協議会に会長及び副会長を置き、会長は<u>委員</u>の互選とし、副会長は会長が指名する。</p> <p>3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第5 協議会の会議は、<u>県南広域振興局保健福祉環境部長</u>が招集する。</p> <p>2 <u>構成員</u>が都合により出席できない場合は、団体又は機関を代表する<u>構成員</u>については、代理人が出席することができる。</p> <p>3 議長は、必要があると認められる場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。</p> <p>(部会)</p> <p>第6 協議会の運営に必要と認められる場合は、必要に応じて部会を設けることができる。</p> <p>2 <u>部会は会議の結果を協議会に報告するものとする。</u></p>

改正前	改正後
<p>(事務局)</p> <p>第7 (略)</p> <p>(補足)</p> <p>第8 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、<u>協議会に諮って定める。</u></p> <p>附 則 この要領は、平成14年3月18日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成16年1月28日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成16年10月25日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成17年2月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成18年1月10日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成22年3月8日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成22年11月29日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成26年2月28日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成28年2月24日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成31年3月11日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和2年3月10日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和3年3月18日から施行する。</p>	<p>(事務局)</p> <p>第7 (略)</p> <p>(補足)</p> <p>第8 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、<u>会長が定める。</u></p> <p>附 則 この要領は、平成14年3月18日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成16年1月28日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成16年10月25日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成17年2月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成18年1月10日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成22年3月8日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成22年11月29日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成26年2月28日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成28年2月24日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成31年3月11日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和2年3月10日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和3年3月18日から施行する。</p> <p><u>附 則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>

改正前			改正後		
別表（第4関係） 早池峰地域保全対策事業推進協議会 <u>委員</u> 名簿			別表（第4関係） 早池峰地域保全対策事業推進協議会 <u>構成員</u> 名簿		
区 分	所 属・職 名	備 考	区 分	所 属・職 名	備 考
山岳関係団体	<u>(一社) 岩手県山岳協会</u> 岩手県勤労者山岳連盟		山岳関係団体	<u>(一社) 岩手県山岳協会・スポーツ</u> <u>クライミング協会</u> 岩手県勤労者山岳連盟	
自然保護関係団体	(略)		自然保護関係団体	(略)	
管理員	<u>自然公園保護管理員</u> <u>自然公園指導員</u>		観光業等団体	(略)	
観光業等団体	(略)		報道機関	(略)	
報道機関	(略)		国	(略)	
国	(略)		市町村	(略)	
市町村	(略)		県	(略)	
県	(略)				

改正前	改正後
<p data-bbox="152 172 1088 252">早池峰地域保全対策事業推進協議会設置要領に基づく<u>専決事項</u>について (<u>平成26年2月28日</u> 早池峰地域保全対策事業推進協議会決定)</p> <p data-bbox="125 368 1106 448">早池峰地域保全対策事業推進協議会設置要領<u>第6の2</u>の規定により、<u>部会の議決をもって協議会の議決することができる事項は</u>、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="152 560 719 687"><u>自動車利用適正化対策に関すること</u> <u>山頂避難小屋のあり方に関すること</u> <u>ニホンジカの自然植生被害対策に関すること</u></p>	<p data-bbox="1160 172 2096 252">早池峰地域保全対策事業推進協議会設置要領に基づく<u>部会</u>について (<u>令和5年3月22日</u> 早池峰地域保全対策事業推進協議会決定)</p> <p data-bbox="1128 368 2114 448">早池峰地域保全対策事業推進協議会設置要領<u>第6</u>の規定により<u>設置する部会</u>は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="1160 560 1637 687"><u>早池峰地域自動車利用適正化部会</u> <u>早池峰地域自然環境保全対策検討部会</u> <u>早池峰地域シカ対策部会</u></p>

早池峰地域自動車利用適正化部会設置要領を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">早池峰地域自動車利用適正化部会設置要領</p> <p>(設置)</p> <p>第1 (略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2 (略)</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第3 部会は、第2の目的を達成するため、<u>次の事業を行う。</u></p> <p><u>(1) 自動車利用適正化対策に関すること。</u></p> <p><u>(2) その他必要な事項。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第5 部会の会議は、<u>部会長</u>が招集する。</p> <p>2 <u>委員</u>が都合により出席できない場合は、代理人が出席することができる。</p> <p>3 議長は、必要があると認められる場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。</p> <p>(事務局)</p> <p>第6 (略)</p> <p>(補足)</p> <p>第7 この要領に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、<u>部会に諮って</u>定める。</p>	<p style="text-align: center;">早池峰地域自動車利用適正化部会設置要領</p> <p>(設置)</p> <p>第1 (略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2 (略)</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第3 部会は、第2の目的を達成するため<u>の取組みについて検討を行う。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第5 部会の会議は、<u>県南広域振興局保健福祉環境部長</u>が招集する。</p> <p>2 <u>構成員</u>が都合により出席できない場合は、代理人が出席することができる。</p> <p>3 議長は、必要があると認められる場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。</p> <p>(事務局)</p> <p>第6 (略)</p> <p>(補足)</p> <p>第7 この要領に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、<u>会長が</u>定める。</p>

改正前	改正後
附 則 この要領は、平成14年3月18日から施行する。	附 則 この要領は、平成14年3月18日から施行する。
附 則 この要領は、平成16年5月21日から施行する。	附 則 この要領は、平成16年5月21日から施行する。
附 則 この要領は、平成18年1月10日から施行する。	附 則 この要領は、平成18年1月10日から施行する。
附 則 この要領は、平成18年6月2日から施行する。	附 則 この要領は、平成18年6月2日から施行する。
附 則 この要領は、平成19年6月5日から施行する。	附 則 この要領は、平成19年6月5日から施行する。
附 則 この要領は、平成20年6月3日から施行する。	附 則 この要領は、平成20年6月3日から施行する。
附 則 この要領は、平成22年2月22日から施行する。	附 則 この要領は、平成22年2月22日から施行する。
附 則 この要領は、平成22年6月1日から施行する。	附 則 この要領は、平成22年6月1日から施行する。
附 則 この要領は、平成28年2月24日から施行する。	附 則 この要領は、平成28年2月24日から施行する。
附 則 この要領は、平成31年3月11日から施行する。	附 則 この要領は、平成31年3月11日から施行する。
	附 則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

改正前			改正後		
別表（第4関係） 早池峰地域自動車利用適正化部会 <u>委員</u> 名簿			別表（第4関係） 早池峰地域自動車利用適正化部会 <u>構成員</u> 名簿		
区 分	所 属 ・ 職 名	備 考	区 分	所 属 ・ 職 名	備 考
岩手県警察	(略)		岩手県警察	(略)	
岩手県	(略)		岩手県	(略)	
市町村	(略)		市町村	(略)	
バス運行	(略)		バス運行	(略)	

早池峰山山頂避難小屋あり方検討部会設置要領を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">早池峰山山頂避難小屋あり方検討部会設置要領</p> <p>(設置)</p> <p>第1 早池峰地域保全対策事業推進協議会設置要領第6の規定により、「早池峰山山頂避難小屋あり方検討部会」(以下「部会」という。)を設置する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2 部会は、早池峰山に相応しい<u>山頂避難小屋・トイレのあり方</u>などについて検討し、今後の方向性を見出すことを目的とする。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第3 部会は、第2の目的を達成するため、下記事項について検討する。</p> <p>(1) <u>山頂避難小屋・トイレの必要性</u></p> <p>(2) <u>改築・改修の必要性、必要とする場合の整備場所・方法・内容(山岳トイレの先進事例の検証、し尿処理技術と環境への影響の検討を含む)</u></p> <p>(3) マナー向上対策、協力金徴収</p> <p>(4) その他必要な事項</p> <p>(組織)</p> <p>第4 部会は、別表に掲げる者をもって構成する。</p> <p>2 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は、<u>委員</u>の互選とし、副部会長は部会長が指名する。</p> <p>3 部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>4 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。</p>	<p style="text-align: center;">早池峰地域自然環境保全対策検討部会設置要領</p> <p>(設置)</p> <p>第1 早池峰地域保全対策事業推進協議会設置要領第6の規定により、「早池峰<u>地域自然環境保全対策</u>検討部会」(以下「部会」という。)を設置する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2 部会は、早池峰山及び周辺地域(避難小屋を含む)に相応しい<u>トイレの在り方や、自然環境の保全と適正利用に向けた普及啓発の取り組み方</u>などについて検討し、今後の方向性を見出すことを目的とする。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第3 部会は、第2の目的を達成するため、下記事項について検討する。</p> <p>(1) <u>早池峰山及びその周辺地域(避難小屋を含む)のトイレの在り方</u></p> <p>(2) <u>携帯トイレの管理、運営方法及び利用促進に向けた取り組み方</u></p> <p>(3) <u>自然環境保全と適正利用のための利用者のマナー向上対策、協力金徴収</u></p> <p>(4) その他必要な事項</p> <p>(組織)</p> <p>第4 部会は、別表に掲げる者をもって構成する。</p> <p>2 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は、<u>構成員</u>の互選とし、副部会長は部会長が指名する。</p> <p>3 部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>4 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。</p>

改正前	改正後
<p>(会 議)</p> <p>第5 部会の会議は、<u>部会長</u>が招集する。</p> <p>2 <u>委員</u>が都合により出席できない場合は、代理人が出席することができる。</p> <p>3 議長は、必要があると認められる場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。</p> <p>(事務局)</p> <p>第6 (略)</p> <p>(補 足)</p> <p>第7 この要領に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は<u>部会に諮って</u>定める。</p>	<p>(会 議)</p> <p>第5 部会の会議は、<u>自然保護課自然公園担当課長</u>が招集する。</p> <p>2 <u>構成員</u>が都合により出席できない場合は、代理人が出席することができる。</p> <p>3 議長は、必要があると認められる場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。</p> <p>(事務局)</p> <p>第6 (略)</p> <p>(補 足)</p> <p>第7 この要領に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は<u>会長が</u>定める。</p>
<p>附 則 この要領は、平成20年6月3日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成28年2月24日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成31年3月11日から施行する。</p>	<p>附 則 この要領は、平成20年6月3日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成28年2月24日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成31年3月11日から施行する。</p> <p><u>附 則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>

改正前	改正後																																							
別表（第4関係）	別表（第4関係）																																							
早池峰山山頂避難小屋あり方検討部会 <u>委員</u> 名簿	早池峰地域自然環境保全対策検討部会 <u>構成員</u> 名簿																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="91 236 396 284">区 分</th> <th data-bbox="396 236 869 284">所 属 ・ 職 名</th> <th data-bbox="869 236 1115 284">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="91 284 396 427">山岳関係団体</td> <td data-bbox="396 284 869 427"><u>(一社) 岩手県山岳協会</u> 岩手県勤労者山岳連盟</td> <td data-bbox="869 284 1115 427"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="91 427 396 475">自然保護関係団体</td> <td data-bbox="396 427 869 475">(略)</td> <td data-bbox="869 427 1115 475"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="91 475 396 523">ボランティア</td> <td data-bbox="396 475 869 523">(略)</td> <td data-bbox="869 475 1115 523"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="91 523 396 571"><u>管理員</u></td> <td data-bbox="396 523 869 571"><u>自然公園保護管理員</u></td> <td data-bbox="869 523 1115 571"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="91 571 396 619">市町村</td> <td data-bbox="396 571 869 619">(略)</td> <td data-bbox="869 571 1115 619"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="91 619 396 671">県</td> <td data-bbox="396 619 869 671">(略)</td> <td data-bbox="869 619 1115 671"></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	所 属 ・ 職 名	備 考	山岳関係団体	<u>(一社) 岩手県山岳協会</u> 岩手県勤労者山岳連盟		自然保護関係団体	(略)		ボランティア	(略)		<u>管理員</u>	<u>自然公園保護管理員</u>		市町村	(略)		県	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1115 236 1420 284">区 分</th> <th data-bbox="1420 236 1892 284">所 属 ・ 職 名</th> <th data-bbox="1892 236 2141 284">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1115 284 1420 427">山岳関係団体</td> <td data-bbox="1420 284 1892 427">(一社) 岩手県山岳協会・<u>スポーツクライミング協会</u> 岩手県勤労者山岳連盟</td> <td data-bbox="1892 284 2141 427"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 427 1420 475">自然保護関係団体</td> <td data-bbox="1420 427 1892 475">(略)</td> <td data-bbox="1892 427 2141 475"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 475 1420 523">ボランティア</td> <td data-bbox="1420 475 1892 523">(略)</td> <td data-bbox="1892 475 2141 523"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 523 1420 571">市町村</td> <td data-bbox="1420 523 1892 571">(略)</td> <td data-bbox="1892 523 2141 571"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 571 1420 624">県</td> <td data-bbox="1420 571 1892 624">(略)</td> <td data-bbox="1892 571 2141 624"></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	所 属 ・ 職 名	備 考	山岳関係団体	(一社) 岩手県山岳協会・ <u>スポーツクライミング協会</u> 岩手県勤労者山岳連盟		自然保護関係団体	(略)		ボランティア	(略)		市町村	(略)		県	(略)	
区 分	所 属 ・ 職 名	備 考																																						
山岳関係団体	<u>(一社) 岩手県山岳協会</u> 岩手県勤労者山岳連盟																																							
自然保護関係団体	(略)																																							
ボランティア	(略)																																							
<u>管理員</u>	<u>自然公園保護管理員</u>																																							
市町村	(略)																																							
県	(略)																																							
区 分	所 属 ・ 職 名	備 考																																						
山岳関係団体	(一社) 岩手県山岳協会・ <u>スポーツクライミング協会</u> 岩手県勤労者山岳連盟																																							
自然保護関係団体	(略)																																							
ボランティア	(略)																																							
市町村	(略)																																							
県	(略)																																							

早池峰地域シカ対策検討部会設置要領を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">早池峰地域シカ対策検討部会設置要領</p> <p>(設置)</p> <p>第1 (略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2 (略)</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第3 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第4 部会は、別表に掲げる者をもって構成する。</p> <p>2 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は、<u>委員</u>の互選とし、副部会長は部会長が指名する。</p> <p>3 部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>4 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第5 部会の会議は、<u>部会長</u>が招集する。</p> <p>2 <u>委員</u>が都合により出席できない場合は、代理人が出席することができる。</p> <p>3 議長は、必要があると認められる場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。</p> <p>(事務局)</p> <p>第6 (略)</p> <p>(補足)</p> <p>第7 この要領に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は<u>部会に諮</u> <u>って</u>定める。</p>	<p style="text-align: center;">早池峰地域シカ対策検討部会設置要領</p> <p>(設置)</p> <p>第1 (略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2 (略)</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第3 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第4 部会は、別表に掲げる者をもって構成する。</p> <p>2 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は、<u>構成員</u>の互選とし、副部会長は部会長が指名する。</p> <p>3 部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>4 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第5 部会の会議は、<u>自然保護課自然公園担当課長</u>が招集する。</p> <p>2 <u>構成員</u>が都合により出席できない場合は、代理人が出席することができる。</p> <p>3 議長は、必要があると認められる場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。</p> <p>(事務局)</p> <p>第6 (略)</p> <p>(補足)</p> <p>第7 この要領に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は<u>会長</u>が定める。</p>

改正前	改正後
附 則 この要領は、平成26年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成26年12月4日から施行する。 附 則 この要領は、平成28年2月24日から施行する。 附 則 この要領は、平成31年3月11日から施行する。	附 則 この要領は、平成26年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成26年12月4日から施行する。 附 則 この要領は、平成28年2月24日から施行する。 附 則 この要領は、平成31年3月11日から施行する。 <u>附 則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。</u>

改正前			改正後		
別表（第4関係） 早池峰地域シカ対策部会検討部会 <u>委員</u> 名簿			別表（第4関係） 早池峰地域シカ対策部会検討部会 <u>構成員</u> 名簿		
区 分	所 属 ・ 職 名	備 考	区 分	所 属 ・ 職 名	備 考
学識経験者	(略)		学識経験者	(略)	
関係団体	(略)		関係団体	(略)	
国	(略)		国	(略)	
市町村	(略)		市町村	(略)	
国有林管理者	(略)		国有林管理者	(略)	
岩手県	(略)		岩手県	(略)	